

「京都府自転車安全利用促進計画」に係る パブリックコメントの要旨及びこれに対する府の考え方

| 項目 | 意見の要旨 | 府の考え方 |
|-------------|---|--|
| 全 体 | <p>○ 自転車事故は京都市内で70%、山城地域で20%と両地域で府内全体の約90%起きていることを考えれば計画を両地域に寄り添った内容にすべきである。現在の内容は表面的で実効性に欠ける。</p> | <p>□ この計画は府内全域において自転車の安全利用と促進することを目的としており、各地域に共通する内容を記述しています。ただし、計画の実施に当たっては、それぞれの地域における自転車利用の実態や事故の発生状況等を踏まえ、取り組んでいきます。</p> |
| 本計画の目標について | <p>○ 事故発生件数の目標については前計画期間中の平均発生件数から35%以上減に設定すべきである。</p> | <p>□ 自転車事故の発生抑止目標につきましては、これまでの事故発生件数の推移や今後の発生予測等をもとに検討を行って、設定しています。</p> |
| 自転車安全教育について | <p>○ 幼児同乗用の電動自転車は重いものでは30kgを超え、ルールを守らなければ恐ろしい凶器となりうる。そのため、「電動アシスト自転車の安全利用に関する教育」を「幼児・保護者等に対する教育」にも記載する必要がある。</p> | <p>□ 今後も増加が見込まれる電動アシスト自転車の安全な利用を促進するため、御指摘の、幼児同乗用の電動自転車の利用方法に関する教育につきましても計画に盛り込むこととします。</p> |
| | <p>○ 幼児教育は家庭内で行わなければならないもので、保護者教育をする場を作っていかなければならない。幼児教育はそれすなわち保護者教育を行うことであるが、最近では保護者が働いていることが多く、保護者が昔のように集まることが少ない。例えば高校生とPTA活動を連携させたり、保護者にも自転車教育に参加させ学習される必要がある。保護者が子どもの手本となるようにしないといけないし、今までと変わらない記載では意味がない。</p> | <p>□ 幼児に対する教育は、保護者等によって家庭生活の様々な場面で行われることが効果的であり、保護者が正しくルールやマナーを理解することが大切です。このため、計画案には、保護者に対する教育の充実・強化を盛り込んだところですが、御指摘の趣旨がより端的にわかりやすくなるよう表現を修正することとします。</p> <p>また、保護者の集まる場の設定についても、幼稚園・保育所等の協力を得て取り組んで参ります。</p> |
| | <p>○ 小学校の入学段階では、自転車を運転できない児童も多くいるため、歩行者としての心得（止まる・見る・確かめる）について学んでから自転車利用者としての心得につなげた方が良いのではないか。</p> | <p>□ 計画案では、幼児期・児童期の早期段階から高齢期に至るまで、交通安全教育を「発達段階や利用実態に応じて漏れなく実施する」こととしております。このため、安全教育の実施にあたっては自転車を運転出来ないといった個々の状況も十分に踏まえて、取り組んで参ります。</p> |
| | <p>○ 中学生の安全教育について、自</p> | <p>□ 計画案において、「発達段階や利用実</p> |

| | | |
|--------------------------|---|---|
| | <p>転車の利用者としての心得を記載する必要があるのではないか。</p> | <p>態に応じて漏れなく実施する」こととしている交通安全教育は、計画期間内で完了するものではなく、将来にわたって計画的、継続的に積み上げていくべきものと考えており、計画では、それぞれの発達段階や年代に応じて必要な内容を盛り込んでいます。</p> <p>交通安全教育においては自転車利用のルールと併せてマナーをしっかりと周知していくこととしており、御指摘の点も踏まえて対応していきます。</p> |
| <p>危険・悪質な運転者への対応について</p> | <p>○ 京都府や京都府警察等の行政についてもどのように安全教育に取り組むのか記載することが必要である。まず行政が率先して取り組むことを示す必要がある。</p> | <p>□ この計画は京都府が行う取組を示しているものであり、警察、その他の行政機関、関係団体等と連携し実行してまいります。</p> |
| <p>広報啓発活動の推進について</p> | <p>○ 「携帯電話・イヤホン等を使用しながらの運転など」に「歩きスマホなどのスマートフォン等の使用」という文言を入れてはどうか。</p> | <p>□ 計画案は、自転車利用者を対象とした取組を中心に記載しております。御指摘の「歩きスマホ」の禁止については京都府交通安全基本条例において規定されているところであり、歩行者への注意喚起のための啓発についても併せて取り組んで参ります。</p> |
| <p>自転車保険加入促進について</p> | <p>○ 現行の計画において記載のある「自転車安全利用五則」の活用について記載がないが現在各所における啓発で活用しており、記載してはどうか。</p> | <p>□ 「自転車安全利用五則」につきましては、これまで広報啓発で活用しており、御指摘のとおり、計画に記載することとします。</p> |
| <p>自転車保険加入促進について</p> | <p>○ 自転車保険への加入の必要性だけでなくどの保険に加入すればよいかということも提示する必要がある。</p> <p>○ 自転車事故による高額賠償事例が増加していることを府民に認識してもらうためにも、行政が推奨すべき内容（基準）を示したうえで保険への加入促進を図ることが必要。</p> <p>○ 自転車保険について府民が加入すべき保険の内容をある程度具体的に示すべきである。（義務化した）兵庫県や大阪府に比べると対応ができていない。</p> | <p>□ 自転車事故に備えた保険は様々で、掛け金や補償額、保障の対象・範囲も多様です。また、ニーズも人によって異なります。このため、推奨する保険を具体的に示すことはできませんが、保険加入促進の取組の中で個々のニーズに応じて保険を選択できるよう、最近の賠償額の実情や各種保険制度の相違点などをお示ししていきたいと考えています。また、保険加入率の目標を高く掲げ（平成32年までに80%以上）、保険事業者等とも連携しながら、高額賠償の実態に関する広報啓発を通じて保険の必要性を周知することで加入を促進していきたいと考えています。</p> |
| <p>安全利用を促進するための</p> | <p>○ 推進員の人数を増やすだけでなく、委嘱した推進員に定期的に</p> | <p>□ 自転車安全利用推進員に対して知識の習得や技能向上のための講座を実施する</p> |

| | | |
|------------------------|---|--|
| <p>施策について</p> | <p>講習を実施し、地域の指導者の育成・推進員のレベルアップを図ることが必要であり、推進員の活動意欲の向上にもつながると思う。</p> | <p>と共に相互の意見交換会を実施することとしています。</p> |
| | <p>○ 自転車安全利用推進員と自転車安全指導員の違いが分からない。実効性に疑問のある自転車安全指導員の設置は慎むべきである。</p> | <p>□ 自転車安全指導員は、企業や学校等で安全教育を自主的・継続的に実施していただく際の指導者という位置づけであり、自転車安全利用推進員の中から育成していくことを想定しております。自転車安全指導員の趣旨・目的と自転車安全利用推進員との違いがわかるよう記載します。</p> |
| <p>道路交通環境整備の促進について</p> | <p>○ 事故の分析結果に基づいた道路の整備・管理の適正化推進施策について併記することによりバランスのある自転車事故防止対策にして欲しい。</p> | <p>□ 道路整備に当たっては、学識者、道路管理者等の関係機関で構成する「京都府道路交通環境安全推進連絡会議」において、事故原因の分析結果等に基づく検討、国から示される整備の基準、京都の地域性等を考慮した対策が計画的に進められています。今後も効果的な整備が着実に進められるよう取り組んで参ります。</p> |
| | <p>○ 自転車関係事故は市街地等の幅員が狭い・見通しがきかない・薄暗い道路で発生するケースも多いと思うので、小規模道路の対策についても地域に応じた環境作りの推進を打ち出して欲しい。</p> | <p>□ 歩行者保護の観点から、御指摘のような道路の幅員が狭く、見通しの悪い交差点が多い、いわゆる生活道路での対策は重要であることから、地域の特性に応じた安全で快適な整備を進める旨を記載します。</p> |
| | <p>○ 駐輪場における広報啓発・駐輪場の整備については、表現が抽象的でイメージしづらい。具体的で実効性のある対策を目標として掲げるべきである。</p> | <p>□ 駐輪場の整備や駐輪マナーの広報啓発につきましては、地域によって実態が異なり、市町村や商店街等の取組も多様であることから、それぞれの実情に応じた取組を進めて参ります。</p> |
| <p>その他</p> | <p>○ 障がい者に対する安全対策についても項目を設けてほしい。</p> | <p>□ 自転車の利用にあたっては、子どもや高齢者、障がい者等の安全への配慮が必要不可欠であると考えております。「子ども、高齢者、障がい者等の交通安全の確保」については、京都府交通安全基本条例においても規定されており、障がい者に対する安全対策にも積極的に取り組んで参ります。</p> |
| | <p>○ 府、市町村、警察間で通報（情報交換）体制を確立していただきたい。苦情などは自治体に寄せられることが多く、自治体で対応できない内容について警察へ伝わる体制が必要ではないか。</p> | <p>□ 京都府では、これまでから警察本部・各警察署や各自治体、関係機関等と連携、協働して交通安全対策に取り組んでいるところですが、今後も必要な情報を共有し、緊密に連携して、対応して参ります。</p> |